

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の旅費の支給に関する規則

(令和7年9月1日規則第11号)

職員の旅費の支給に関しては、身延町職員の旅費の支給に関する規則(令和7年身延町規則第16号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。